

令和 2 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和 2 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査した結果について別紙のとおり意見を提出します。

令和 3 年 6 月 25 日

公立甲賀病院組合  
管理者 岩永 裕貴 様

公立甲賀病院組合

監査委員 田中 伸太郎 3.6.25  
監査印 田中

監査委員 小林 義典 3.6.25  
監査印 小林

記

審査日 令和3年6月25日（金）

審査対象 令和2年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算

審査方法 審査にあたっては、本組合監査基準に基づき管理者から提出された令和2年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び基金の運用状況を示す書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳等と照合を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施しました。

審査の結果 1. 予算の執行状況及び決算の内容について

審査に付された令和2年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数も正確であると認めました。また、予算の執行状況及び決算の内容についても、適正であると認めました。

2. 行政監査について

日常の業務遂行状況を、主として内部統制やコンプライアンスの観点から、病院組合の業務遂行の基本となります各法令や例規集を参考に、四半期ごとに実施しました。

主な監査の具体的な内容は、次のとおりです。

①地方独立行政法人法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する内容を明確化すること。具体的には、病院組合の法人に対する役割や関係性を明確にすること。

②病院組合における法人に対する組織統治（ガバナンス）機能を明確にすること。

内容によっては強化すること。

（法人経営（特に収支実績）への対応、社会課題への対応、経営に重大な影響を及ぼすと考えられる事象への対応など）

③例規集全般の確認（概要確認）

④公印規程に沿った業務処理の確認とともに、公印使用時におけるリスク管理および公印保管上の管理を徹底すること。

その結果、9項目について16の指摘事項を挙げさせていただき、病院組合より決算監査時に指摘事項に対する対応方法や進捗状況が提示されました。

その内容といたしましては、実施済のものとともに対応中のものがあり、次年度以降において引き続き対応されることを期待し、組合業務が適正に遂行されるよう確認していきたいと考えています。

### 3. 令和2年度の活動の総括について

決算処理時に、決算として単に数値の取りまとめにとどまらず、令和2年度活動報告として報告書をいただきました。

内容といたしましては、活動実績の振り返りや反省を行い、次年度以降に解決すべき課題を洗い出し、明確にされました。

これは、継続的に活動を続ける組織にとってはたいへん重要なことであり、評価されるべきと考えます。このようなことを今後も継続的に実施され、課題の解決を通じて組織のさらなる成長と発展を期待します。

### 4. 病院組合における法人に対する組織統治（ガバナンス）機能について

病院組合は、法人の設立団体として、法人に対して組織統治（ガバナンス）機能を有しているとのこと。

については、法人内の内部統制やコンプライアンス、監査の仕組みに任せることだけでなく、組織統治機能を発揮して法人経営に適正に関与することにより、法人が健全に経営され、地域の中核医療機関として発展し続けることを期待します。

一例として、次のような項目について

- ①病院組合の経営評価委員会が明確にした指摘事項の法人の事業計画への反映や実施状況の確認
- ②社会でその取り扱いが重要になりつつある社会課題（例えば、SDGsなど）への対応
- ③法人経営に重大な影響を及ぼすと考えられる事象に対する危機管理（あるいはリスク管理）への対

応の確認

など